

(改正後の表)

指定金融機関等の指定

1 指定金融機関

名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
株式会社佐賀銀行	日本国内の全ての店舗	1 県公金の収納事務 2 県公金の支払事務

2 指定代理金融機関

名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
佐賀県信用農業協同組合連合会	佐賀県内の全ての店舗	1 県公金の収納事務 2 佐賀県就農支援資金特別会計に係る支払事務のうち事務費に係る支払事務以外の支払事務

3 収納代理金融機関

名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
株式会社みずほ銀行	日本国内の全ての店舗	県公金の収納事務
〃 三井住友銀行	〃	〃
〃 福岡銀行	〃	〃
〃 筑邦銀行	〃	〃
〃 十八親和銀行	〃	〃
〃 西日本シティ銀行	〃	〃
〃 佐賀共栄銀行	〃	県公金の収納事務（預金口座振替によるものに限る。）
〃 長崎銀行	佐賀県内の全ての店舗	県公金の収納事務
楽天銀行株式会社	日本国内の全ての店舗	県公金の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。）
PayPay銀行株式会社	〃	〃

大川信用金庫	〃	県公金の収納事務
唐津信用金庫	佐賀県内の全ての店舗	〃
佐賀信用金庫	〃	〃
伊万里信用金庫	日本国内の全ての店舗	〃
九州ひぜん信用金庫	佐賀県内の全ての店舗	〃
佐賀東信用組合	〃	〃
佐賀西信用組合	〃	〃
佐賀県医師信用組合	〃	〃
九州労働金庫	日本国内の全ての店舗	〃
佐賀県農業協同組合	佐賀県内の全ての店舗	〃
佐賀市中央農業協同組合	〃	〃
唐津農業協同組合	〃	〃
伊万里市農業協同組合	〃	〃
九州信用漁業協同組合連合会	〃	〃
株式会社ゆうちょ銀行	日本国内の全てのゆう ちょ銀行及びゆうちょ 銀行から銀行業務を委 託された郵便局	1 母子父子寡婦福祉資金 償還金の収納事務（マル チペイメントネットワー クを利用するものに限 る。） 2 佐賀県財務規則（平成 4年佐賀県規則第35号） 第2条第15号の諸収入金 のうち寄附金及び佐賀県 県税条例（昭和30年佐賀 県条例第23号）第2条第 2号の徴収金（以下「徴 収金」という。）の収納 事務（マルチペイメント ネットワークを利用する

		もの及び払込取扱票によるものに限る。)
	九州内（沖縄県を除く。）の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	県営住宅及び駐車場の使用料並びに佐賀県県税条例第2条第2号に規定する徴収金の収納事務（福岡貯金事務センターが承認した払込書によるものに限る。)
	福岡貯金事務センター	母子父子寡婦福祉資金償還金、県営住宅及び駐車場の使用料、育英資金返還金、 <u>徴収金並びに佐賀県心身障害者扶養共済制度の掛金の</u> 収納事務（自動払込によるものに限る。)